○金融庁厚生労働省告示第五号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　長妻　昭

第四十六条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

○金融庁農林水産省告示第三号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正し、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第一条第六十号イ中「の譲渡人」を「購入債権の譲渡人」に改める。

第四十五条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

○法務省告示第四百四十一号

熊本県八代市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年九月二十四日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字柿迫千八十六番地
近藤善次郎
同所三千九百七十七番地
山本　秀憲
同所三千八百七十八番地
眞田　俊満
同所五千九百八十四番地
畑中　正二
同所六千三百九番地
椎葉　重昭
同所六千三百十一番地
吉田　優美
同所七千七百二十番地
原田　文明
同所八千十七番地
松永　桃尋

○法務省告示第四百四十二号

熊本県八代市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年九月二十四日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字下岳三千六百六十五番地
塚本　正徳
同所三千五百七十三番地
上田　實郎
同村大字柿迫三千九百一番地
今田　純雄
同所四千二百六十六番地
眞田　富造
同所三千二百十番地
服部　弘
同所八千八百五十六番地
那須　寅雄
同村大字栗木二百一番地
西村　俊行
同所五千二十八番地
押方　信行
同村大字樅木五十一番地
山口　徳視

○法務省告示第四百四十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二十四日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
熊本県司法書士会
熊本県熊本市大江四丁目四番三十四号
認証年月日
平成二十一年九月八日

○外務省告示第四百八十六号

平成二十一年九月八日にキガリで、ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルワンダの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　岩谷滋雄在ルワンダ大使
ルワンダ側　ローズマリー・ムセミナリ外務・協力大臣

平成二十一年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第四百八十七号

平成二十一年九月七日にブジュンブラで、公共輸送改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　公共輸送改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

4　署名者

日本側　岩谷滋雄在ブルンジ大使
ブルンジ側　オーギュスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣

平成二十一年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○財務省告示第三百九号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

第百七十二号の次に次の一号を加える。

百七十三　コソボ

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村字東山二二九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）